

新型 コロナ ウイルス 緊急対策

千葉土建
松戸支部

従業員・パート等の方
事業主・一人親方の方
こんな時どうしたら
良いの?に答える
「相談会」

※要予約:お電話ください。

7/27(月)~31(金)

① 10:00~ ② 14:00~

③ 19:00~

※各一時間程度

☎047-368-7700

様々な支援や給付制度があります。

※下記は申請の主たるものです。申請には期限があるほか対象にならない場合もあります。

<p>事業主 一人親方 → 50%収入減で法人の場合 最大 200 万円給付</p> <p>50%収入減で個人の場合 最大 100 万円給付</p> <p>① --- 持続化給付金 ---</p>	<p>従業員 パート → コロナ休業で給料がでない場 合、休業前の賃金80%を 月額最大で 33 万円 を労働者に直接給付</p> <p>② --- コロナ対応休業支援金 ---</p>	<p>事業主 一人親方 → 50%収入減の事業所に対し 20 万円給付</p> <p>複数事業所を賃借している場合、最大で 40 万円給付</p> <p>③ --- 中小企業再建支援金 ---</p>
<p>従業員 パート → 収入が減少し、住居を失う おそれがある方に対し月額</p> <p>単身世帯の場合 4 万円程度給付</p> <p>3~5人世帯の場合 5 万円程度給付</p> <p>④ --- 住居確保給付金 ---</p>	<p>事業主 → 事業主が労働者に支払った 休業手当の一部を助成 事業主に対し労働者1人1日 あたり最大で 15,000 円助成</p> <p>⑤ --- 雇用調整助成金 ---</p>	<p>従業員 パート → 収入の減少などにより日常 生活の維持が困難な場合</p> <p>単身世帯の場合 15 万円貸付 無利子で</p> <p>複数世帯の場合 20 万円貸付 無利子で</p> <p>⑥ --- 総合支援金 ---</p>
<p>事業主 一人親方 → 1ヵ月50%以上又は3ヵ月連 続30%以上売上減で</p> <p>法人は最大 600 万円賃料給付</p> <p>個人は最大 300 万円賃料給付</p> <p>⑦ --- 家賃支援給付金 ---</p>	<p>子育て世代への給付金や コロナウイルスに感染した人への手当金 解雇や雇止めなどの労働相談など 様々な問題にお応えします。 一人で悩まず、お気軽にご相談下さい。</p> <p>⑧ --- その他 ---</p>	<p>事業主 一人親方 → 休業等によって日常生活の 維持が困難な場合</p> <p>個人事業主の場合 20 万円貸付 無利子で</p> <p>その他の場合 10 万円貸付 無利子で</p> <p>⑨ --- 緊急小口資金 ---</p>

迷ったら...困ったら...今すぐ千葉土建に相談だ!!